

## 国民スポーツ大会市町競技施設整備費補助金交付要綱の一部改正(案)について

平成 29 年度に創設した「第 79 回国民スポーツ大会市町競技施設整備費補助金」に関し、以下の内容で一部改正を予定している。

### 1 改正の目的

両大会の参加者が安心して施設を利用できる大会とするため、国スポ、障スポの競技会場となる施設のバリアフリー化を行う市町の財政負担を軽減し、もって誰もが身近な地域のスポーツ施設で安全で快適にスポーツに親しむ環境づくりに資すること。

### 2 改正案の概要

(1) 補助事業	国スポ、障スポの正式競技の競技会場となる施設のバリアフリー化のための必要最小限の整備事業 (例) オストメイト対応トイレ、スロープ、車いす使用者用観客席等、エレベーター
(2) 補助対象施設	国スポ、障スポの正式競技の競技会場となる施設 ※特殊競技施設を仮設する場合を除く
(3) 補助対象経費	設計費、工事費 ※整備終了年度までに補助対象経費の総額が 500 万円以上であること
(4) 補助率	2 分の 1 ※特殊競技施設についても補助率は 2 分の 1
(5) 補助限度額	1 施設当たり 1,500 万円 ※一般競技施設については限度額 1 億円の枠内
(6) 改正予定時期	令和 2 年 4 月 1 日 ※令和 2 年度に行う整備事業から補助を開始

### 3 改正の理由

- ・両大会の開催にあたっては、高齢者、障害者等を含む参加者が安心して施設を利用できるよう、バリアフリーに対応する必要があること。
- ・バリアフリー設備が不十分な競技会場施設については、先催大会においては仮設整備により補完されているが、リハーサル大会および本大会の 2 回の仮設で常設並みのレンタル費用を要する設備もあること。

【参考】改正案の概要

○改正前

【補助対象経費】

- (1) 国民体育大会施設基準を満たすため必要不可欠な整備事業
- (2) 中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち競技実施のための必要最小限の整備事業
- (3) 国スポ競技開催時における参加者の危険防止のために必要不可欠な整備事業

【補助率等】

区分		補助率	補助限度額
一般 競技 施設	既存施設の改修	1/2(国庫補助金等を除く。)	1施設につき1億円まで
	新設および既存施設の改築または増築		
特殊 競技 施設	仮設	10/10(国庫補助金等を除く。)	知事が必要と認める額
	常設	2/3(国庫補助金等を除く。)	

○改正後

【補助対象経費】

- (1) ～(3) 同上
- (4) バリアフリー化のための必要最小限の整備事業

【補助率等】

区分		補助率	補助限度額
一般 競技 施設	既存施設の改修	1/2(国庫補助金等を除く。)	1施設につき1億円まで
	新設および既存施設の改築または増築		
	バリアフリー化		1施設につき1,500万円まで
特殊 競技 施設	仮設	10/10(国庫補助金等を除く。)	知事が必要と認める額
	常設	2/3(国庫補助金等を除く。)	知事が必要と認める額
	バリアフリー化	1/2(国庫補助金等を除く。)	1施設につき1,500万円まで

※一般競技施設

特殊競技施設以外の競技施設

※特殊競技施設

県内に国民体育大会施設基準を満たす競技施設がないため、国スポおよびリハーサル大会開催にあわせて常設または仮設により整備する競技施設

ボート、セーリング、自転車、馬術、弓道、ライフル射撃、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、トライアスロン、オープンウォータースイミング、ビーチバレーボール